

第 2 6 8 回

香川県内水面漁場管理委員会議事録

令和 5 年 3 月 2 2 日

第268回 香川県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年3月22日  
14時00分～15時05分
2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁本館12階 大会議室

3. 出席した委員

会 長	一 見 和 彦
委 員	仲 野 和 夫
〃	岡 田 幸 憲
〃	竹 内 英 樹
〃	石 田 隆 幸
〃	宮 本 礼 子
〃	鈴 木 登 美 雄
〃	木 村 晃 子
〃	長 田 美 絵
〃	青 木 定 信

4. 関係列席者

水産課・事務局

課長	柏 山 浩 史
事務局長兼漁業調整室長	植 田 豊
室長補佐兼事務局次長	大 山 憲 一
副主幹	龍 満 直 起
副主幹	赤 井 紀 子
主任	湯 谷 篤
主任	鈴 木 雄 大
主任	秦 正 樹
主任技師	菅 純 一 郎

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「第五種共同漁業の目標増殖量について（協議）」

事務局から説明した。委員から原案に対し、修正等の意見はなかった。

第2号議案 「コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について（協議）」

事務局から説明した。委員から原案に対し、修正等の意見はなかった。

第3号議案 「うなぎ稚魚漁業について（協議）」

事務局から説明した。委員から原案に対し、修正等の意見はなかった。

第4号議案 「香川県個人情報保護条例施行規程の改正について（協議）」

事務局から説明した。委員から原案に対し、修正等の意見はなかった。

第5号議案 「資源管理の状況等の報告（報告）」

事務局から説明した。

第6号議案 「その他」

事務局から令和5年度の委員会の開催計画について、説明した。

## 6. 議事のあらまし

一見会長が議長席に着き、挨拶後、議事録署名委員に仲野委員と鈴木委員を指名して議事に入る。

〔一見会長〕

それでは、事務局より第1号議案「第五種共同漁業の目標増殖量について（協議）」を説明願います。

〔赤井副主幹〕

（資料1に基づき、説明。）

〔一見会長〕

ありがとうございました。昨年と同じ放流量ということです。委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

〔鈴木委員〕

毎年、フナを1,000kg放流しています。釣り人が釣るということもあると思います。放流によって、フナは増えているのでしょうか。

〔岡田委員〕

はっきりとした数値は言えないですが、カワウの問題があつて、増えていないのではないかと思います。放流してもカワウがすぐに来ているのが、見えます。

〔一見会長〕

12月に放流していますが、この時期については何か理由があるのでしょうか。

〔岡田委員〕

養殖池の水利の関係で、年明けに底に堆積した泥をさらうために、12月に水を抜いて養殖しているフナを全て水揚げするので、それに合わせて行っています。

〔一見会長〕

分かりました。ほかに御意見等ありますか。

（委員から、意見等なし。）

それでは、次に事務局より第2号議案「コイヘルペスウイルス病にかかる委員会指示について（協議）」を説明願います。

〔湯谷主任・鈴木主任〕

（資料2に基づき、説明。）

〔一見会長〕

事務局から、説明がありました。委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

令和4年は、本県では出なかったということですが、全国で13件発生したということです。まだ発生がおさまっている状況ではないということで引き続き、発動するということですね。例えば、漁業者から解除を望む要望などはあるのでしょうか。

〔龍満副主幹〕

ため池の養殖は、フナがほとんどであり、コイの養殖はあまり行われていないことから、こちらにはそういった要望は聞こえていません。

〔一見会長〕

承知しました。それでは、次に事務局より第3号議案「うなぎ稚魚漁業について（協議）」を説明願います。

〔龍満副主幹〕

（資料3に基づき、説明。）

〔一見会長〕

事務局から、説明がありました。委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

〔鈴木委員〕

13 cm以下との表現があります。香川県は13 cmから20 cmまではシラスウナギの扱いなののでしょうか。

〔龍満副主幹〕

13 cm以下のウナギは法定であるため、うなぎ稚魚漁業の許可の運用になりますが、13～20 cmまでは法律でうなぎ稚魚と規定されていません。引き続きこのサイズを採捕する場合は、従来の特別採捕許可に基づく許可をすることは可能です。調整規則では20 cm以下を採捕してはならないものとして規定していますが、法定では13 cmです。

〔鈴木委員〕

それはなぜでしょうか。普通は国が定めた規則に倣うのでしょうか。

〔龍満副主幹〕

香川県漁業調整規則を改正する際に、13 cm以下で定める方法もありましたが、13～20 cmまでのウナギも存在するため、そのような小さな個体についても引き続き保護する必要があると考え、20 cmの規定を残しました。

〔鈴木委員〕

それは香川県独自のことですか。

〔龍満副主幹〕

20 cmについては香川県独自です。

〔鈴木委員〕

確認したいのですが、P14 に許可の有効期間があります。今までもそうですが、河川工事をする際、2月から4月は採捕期間であるため1月31日までに工事を完成させていました。これについては今まで通りでしょうか。

〔龍満副主幹〕

許可の有効期間は1年間ですが、今後定める漁業の時期は現行同様の2/1～4/30で許可することを考えています。

〔鈴木委員〕

現場でトラブルが生じないように、しっかり周知をしていただきたい。

〔龍満副主幹〕

漁業の時期は許可の内容ですが、特定水産動植物の採捕の禁止は許可の範囲を超えて採捕した場合、許可に基づかないとして罰則の対象となります。

〔柏山課長〕

許可の有効期間は許可証に書かれている有効期間であって、鈴木委員さんが言われたように河川工事等の関係から、本当に1年間にしておく必要があるのか、有効期間をどのようにしたらよいのか、新規の許可は出さず相続や承継だけとしたときに、新しい漁業法の規定で、それがうまく繋げられるのかについても、許可を運用していく上で課題やメリットデメリットがあると思います。次の機会に説明するには、許可の有効期間の取り扱いについてはその辺りも含めて説明したいと考えています。2～4月は、変更しない予定です。

〔鈴木委員〕

親族はどこまでを言うのですか。規定しておかないと、いくらでも広がっていく。

何かあるのですか。

〔龍満副主幹〕

民法で規定されている親族の範囲と考えています。

〔鈴木委員〕

それはどこまででしょうか。

〔植田事務局長〕

（長田委員に小声で確認した上で）三親等です。

〔一見会長〕

よろしいでしょうか。それでは、次に事務局より第4号議案「香川県個人情報保護条例施行規程の改正について（協議）」を説明願います。

〔湯谷主任〕

（資料4に基づき、説明。）

〔一見会長〕

事務局から、説明がありました。これまでバラバラだったものを一つにまとめたということのようです。委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

（委員から意見等なし。）

今後の手続きのスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

〔湯谷主任〕

本日の委員会で了解いただきましたら、3月31日付けの県報でこの内容について、告示し、4月1日から施行される予定です。

〔一見会長〕

承知しました。それでは、次に事務局より第5号議案「資源管理の状況等の報告（報告）」を説明願います。

〔菅主任技師〕

（資料5に基づき、説明。）

〔一見会長〕

第二種共同漁業権について、活用割合が86%ということですが、残りは活用していなかったということでしょうか。

〔菅主任技師〕

資源管理の状況等の報告は、その漁業権の活用状況について、確認する意図もあり、今後の漁業権設定にあたっての参考情報にもできることになっています。

〔一見会長〕

漁業者に対しては、何か指導はしているのでしょうか。

[赤井副主幹]

はい。免許時にお知らせしているほか、報告がない方には毎年、督促をしています。また、先月2月に次の免許切替えにあたってお知らせした際にも、未報告者には報告するようお伝えしています。

[一見会長]

未活用というか、未報告の分も含んでいるということでしょうか。

[赤井副主幹]

含んでいます。

[一見会長]

それでは、今後、現在未報告の方から報告があった場合、もう少し数値は積み上がる可能性はあるということですか。

[赤井副主幹]

今年度の報告としては、これでとりまとめしましたが、確定ではありません。

[一見会長]

承知しました。ほか、委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

(委員から意見なし)

[一見会長]

それでは、次に「その他」について、事務局から説明願います。

[湯谷主任]

(資料6に基づき、説明。)

[一見会長]

承知しました。ほか、委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

(委員から意見なし)

それではこれで、委員会を閉会いたします。

[15時05分終了]

上記は、第268回香川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長	一 見 和 彦
署名委員	仲 野 和 夫
署名委員	鈴 木 登 美 雄